

韓国の教育制度 教育原理からの考察

—整理のためのメモ—

Educational System in S. Korea— from the Principle of Education

佐野 通夫
SANO, Michio

キーワード：大韓民国・学制・教育法・教育基本法

I. 韓国教育の基本理念

1. 「弘益人間」

韓国の教育制度は、「教育法」(1997年からは「教育基本法」「初・中等教育法」「高等教育法」と別けて制定)によって定められているが、その基本理念として定められているものが、「弘益人間」である。

建国神話である檀君神話によれば、天神である桓雄が地に降り、始祖檀君を産んで国を開いたときの理念が「広く人間に益を与える」であり、この場合の「人間」は「人々が生きる世界」を意味する。『三国遺事』、『帝王韻記』などには、檀君は古朝鮮という国を通して、弘益人間を具体的に実現し、進んで全世界人類の共栄を成し遂げようとしたとして記されている。現行韓国の教育理念として弘益人間が設定されたのは解放後開催された教育審議会であり、1949年12月31日制定・公布された教育法第1条に教育の根本理念を「教育は弘益人間の理念のもとに、すべての国民をして人格を完成し、自主的生活能力と公民としての資質を具有し、民主国家の発展に奉仕し、人類共栄の理想実現に寄与せしめるを以て目的とする」と定め、韓国教育の理念とした。現行教育基本法[2007.12.21改正]第2条(教育理念)においても、公民が民主市民に代わり、「民主国家の発展」の前に「人間らしい生活を営むようにし、」という文言が加えられた他は、この教育法第1条がそのまま引き継がれている。

2. 「国民教育憲章」¹⁾

朴正熙維新体制時代に制定されたものが「国民教育憲章」である。国民教育憲章は朴鐘鴻、安浩相、李仁基、柳炯鎮など26人の起草委員と48人の審査委員が草案を作成し、1968年11月26日国会全員一致の同意により朴

正熙大統領が12月5日発表した。以後、各学校教科書の冒頭に印刷されるなど、セマウル(新しい村)運動と共に20余年間、積極的に普及されたが、1994年に事実上廃棄された。

各級学校ですべての学生たちに暗記することを強要したり、暗記できない学生には体罰が加えられることもあった。一部の学校では国民教育憲章暗唱大会を開くこともあった。維新体制のもとでは毎年12月5日記念行事を行なったが、1994年から記念行事が廃止され、教科書からも削除された。政府公式法定記念日とされてきた国民教育憲章宣言記念日も2003年盧武鉉大統領就任後、廃止された。

国民教育憲章は日本の明治天皇時代に制定した軍国主義的、国粋主義的な教育勅語と理念が非常に似ているという意見もある²⁾。朝鮮日報をはじめとする保守勢力は国民教育憲章の価値は「国会を通過した文であり、民族主体性確立が核心」と主張したりもする³⁾が、国民教育憲章の内容は集団主義的価値を含んでいるという批判を受けもする。1978年には国民教育憲章を批判した「私たちの教育指標」事件があり、大学教授11人が解職されて、一部が緊急措置9号違反で実刑を宣告された。

国家記録院のHPにおいて、呉成哲ソウル教育大教授は次のように解説している⁴⁾。

発生背景

<国民教育憲章>の推進背景は1968年大統領年頭記者会見で提示された「第2経済」概念である。これを契機に1968年6月15日朴正熙大統領は国民教育の長期的な方向定立と民族主体性の確立のための教育章典の制定を具体的に検討、報告することを当時の文教部〔訳註：日本の文部科学省に相当する中央教育行政機関。教育地方自治制度の実施まで、日本の文部省より中央集権的な権限を持って

こども教育宝仙大学 教授

いた] 長官権五柄に指示した。この指示により文教部は各界代表を網羅する憲章基礎委員26人、審査委員48人で国民教育憲章制定作業に着手した。8次にかけて草案審議会を経て、総393字の<国民教育憲章>が作成されて、1968年11月26日定期国会本会議で全員一致で通過し、続く12月5日朴正熙大統領によって宣言された。

内容

<国民教育憲章>は民族主体性に基づいた国民教育に焦点を合わせており、韓国教育の核心要素を教育の基本理念の中に強調している。<国民教育憲章>は「教育法」に代る位置を占めたり、その改正を前提としたものでなく、制度上では「教育法」の弘益人間の下位教育理念として具体化したものである。

<国民教育憲章>宣言以後、文教部はその実現のための努力を汎国家的な次元で展開した。学校教育を通した具現方案を樹立して<国民教育憲章>を基本理念とする教育課程再編を推進する一方、『国民教育憲章読本』265万部を発刊して、各級学校と機関に配付し、小学生のための『憲章絵本』も130万部を発刊配布した。

当時強大な政府行政力によって汎国家的な次元で強調された<国民教育憲章>理念はまもなく公布された維新憲法の基礎になった。<国民教育憲章>理念は維新政府によって「国籍ある教育」、「セマウル(新しい村)教育」等の新しい教育スローガンを正当化する基盤として活用された。

文教部は10月維新特別宣言以後、学生用および教師用図書を臨時に発刊して、維新精神とその政治的・社会的構想を明らかにし、1972年12月「韓民主主義」というパンフレットを発刊した。

一方、1970年11月から「セマウル運動」が展開され、それを支援するための教育運動としてセマウル教育が推進された。セマウル教育は<国民教育憲章>の理念の下、学校教育を通して、学生と郷土民にセマウル精神をかん養させることによって、郷土開発と国家発展に貢献する実践的人間の育成を目的にした。

<国民教育憲章>は国家および学校教育の各種公式集会で「奉読」されたり、学生たちに暗唱させ、国定教科書に公式に掲載される方式で教育現場に浸透した。

維新政権〔訳註：朴正熙政権〕以後の1980年代にも全斗煥政権によって、国民の精神教育が強化された。特に各級学校の道徳、国民倫理、国史、社会科教科書改編作業が進行され、「文教行政」、「国民倫理教育消息」、「国旗・国家・国家元首に対する礼節」、「基本生活習慣指導資料」、「国語醇化資料」等の教育資料が製作普及され、教育公務員に対する理念教育などが強化された。

<国民教育憲章>は文民政府の金泳三政府によって、

世論調査と研究を経て、1994年事実上廃止された。しかし金泳三政府は公式的な廃止手続きを取ることはなかった。

II. 韓国の学校制度

韓国の学制は現在、初等学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年の6・3・3・4制が基幹学制になっている。解放直後の米軍政期には6・6・4制と6・3・3制が併行した制度があったが、大韓民国政府樹立以後の1949年教育法が制定され、1951年に6・3・3・4制が確立し、以後部分的な制度の修正・補完を通して、現在に至っている。また、この基幹学制で受容できない教育需要を受け入れるために設立される非正規学校を通して教育を受ける場合もある。この場合は、学歴認定検定試験という検定手順を踏んで、正規学歴を認めている。

この教育制度を定める韓国の教育法体制について、国家記録院のHPにおいて、高鏞大邱教育大教授(執筆時)は次のように解説している⁵⁾。

「教育法」は教育に関する法規範を総称する概念である。法規範は法律と規範を包括的に指し示す概念として最上位法規範である憲法から始まり、自治規範である各級学校での学則と学級内規までも含む。これに比べて法令は国会が定めた法律と行政首班の大統領が定めた大統領令をはじめとする行政命令を限定的に意味する。1997年までは「教育法」(1949. 12. 31~1997. 12. 13)という名称の法が存在したので一般的な教育法概念と単一法として教育法名称が混用されたが、1998年3月1日から「教育基本法」、「初・中等教育法」、「高等教育法」が制定されて、過去の「教育法」が廃止されることで用語上の混乱は減ることになった。

私的自治と自己規律を属性とする教育活動に法と制度が関与するようになったことは教育が集団化され、学校形態として発展し、主な社会構成員の養成と補充機能をしてからである。近代以後になって公教育思想により国家が教育を主管して、国民普通教育および義務教育を奨励し、全国民に適用される「教育法」の出現を見るようになり、現代国家において教育活動は国民の人生を実現するために保障されなければならない基本的な人権領域と認識されるに至り、関連「教育法」もやはり教育制度に関する法律として国民の教育基本権を実現させるための人権法的な性格の法と認識されている。

内容

教育法に関する概念は教育行政法規説、教育特殊法説、教育人権法説として展開してきた。教育行政法規説によ

れば、教育法は単に「教育行政に関する法」を意味する。この場合、教育法は一般行政法の一部と見なされ、その独自性や特殊性を認めない。また教育活動自体を国家の行政活動の範疇内で認識するので基本的に国家教育権の立場を取る。

教育特殊法説は教育法を「教育制度に関する特殊な法論理体系」として理解する立場である。これは学校教育や社会教育制度という領域の特殊性の他にも、伝統的な公法や司法的原理によって説明されるのに非適合だと見る特殊社会法学的立場でもある。教育行政法規説に反対する立場の学説として基本的に国民教育権の立場に立つ。最後に教育人権法説は教育法を「教育に関する国民の基本権を保障するための法の総体」として理解する。また教育に対する権利の実現を人権の実現過程だと見る憲法学的理解として教育基本権論と脈絡を共にする。今日において教育基本権の主体は国民であり、国家と地方自治体などはこれを実現させる義務の主体であることを前提とする。

「教育法」の基本原理は教育法が教育法として成立するためにそなえなければならない基本原則と同時に、現行「教育法」の正当性および実効性を判断する準拠として意味を持つ。教育法関連著書は大部分国内の最高規範である「憲法」の教育関連条項第31条⁶⁾の内容を「教育法」の基本原則として提示する機会が多い。教育制度法定主義、教育の権利および学問の自由保障、教育の機会均等、教育の中立性、地方教育自治の確立などがその例である。

「教育法」の存在形式として最高規範はやはり「憲法」の教育条項が上げられる。第31条は6個の条項からなり、その内容は能力にともなう均等な教育機会の保障、教育を受けるようにする義務と無償教育、教育の自主性・専門性・政治的中立性・大学の自律性保障、国家の生涯教育振興義務、教育制度法定主義などである。

法律は立法機関である国会の議決を経て、大統領が公布したもので教育法の代表的法源である。「教育基本法」、「幼児教育法」、「初・中等教育法」、「高等教育法」⁷⁾、「私立学校法」などが上げられる。

条約および国際法規は国内法と同じ効力を持ち、教育と関連した規定は教育法の裁判所として意味を持つ。「ユネスコ憲章」および「児童の権利条約」が代表的な例である。

命令は憲法と法律に基づいて、政府が発するもので教育に関する大統領令、総理令、教育科学技術部〔訳註：当時、現在は教育部〕令などがあり、教育法規の中で最も多い比重を占めもする。大統領令には上位法律に基づいた委任命令（「教育科学技術部〔訳註：同上〕とその所属機関職制」、「国立学校設置令」、「教育公務員令」など）と、具体的執行事項を規定した執行命令（「初・中等教育

法施行令」、「高等教育法施行令」など）に区分したりもする。

地方自治体の自治法規は地方自治体が法令の範囲の中で制定した条例および規則をいい、特に教育委員長が法令や条例の範囲の中で定めた規則を教育規則という。

韓国の教育法構造はしばしば教育3法体制（ある者は過去の「教育法」が1998年3月1日から「教育基本法」、「初・中等教育法」、「高等教育法」に分割制定されたことを3法体制と言うが、これは正確でない表現である）と呼ばれる。すなわち、教育に対する基本的な体制と構造に関する事項を定めた「基本教育法規」と学校教育および教員に関する「学校教育法規」、そして各種社会教育と青少年関連法規を含んだ「社会教育法規」の3元体制を指す言葉である。

1. 学制の変遷過程

1950年代の学制

1949年12月31日法律第86号として制定された教育法上の基幹学制は6-4-2-4制を採択し、これを1950年1月1日から施行するとした。しかし新学制を施行する前の1950年3月、教育法を改正して、学制の一部分を修正した。1951年3月に教育法を再度改正して、6-3-3-4制の基幹学制を確立した。教育法第81条に明示された学制は、就学前教育機関として幼稚園、初等教育機関として国民学校、中等教育機関として中学校と高等学校、高等教育機関として初級大学と大学、大学校⁸⁾、そして教師教育機関として師範学校と師範大学などだった。その他にも社会教育機関または傍系学制に該当する学校として公民学校と高等公民学校、技術学校と高等技術学校、特殊学校、各種学校などを規定していた。しかし教育法で規定した新学制は高等学校区分の曖昧性、中学校および技術学校からの高等学校への係性不備、既存3年制中学校卒業者の進学問題、大学予科の性格をもつ2年制高等学校と実業専門学校の性格を持つ4年制高等学校間の教育的なアイデンティティー問題などの矛盾点を示していた。

文教部は新学制が持っているこのような問題点を是正するために1950年3月10日法律第118号で教育法を改正し、学制の一部分に対する修正を加えた。これによって高等学校の授業年限を3年に統一し、中学校は4年制を基調としながらも3年修了後で高等学校あるいは師範学校に進学することができるようにした。そして師範学校の授業年限は2年から3年に延長し、高等技術学校の入学資格も3年制技術学校卒業者と規定した。一方2年制初級大学は3年制高等学校卒業者が入学し、4年制初級大学は4年制中学校卒業者が入学することができるようにした。

朝鮮戦争による非常事態は教育にも戦時にみあった教育体制を要求するようになった。これを土台に既存学制が持っている問題点を修正・補完するために1951年3月20日法律第178号により学制に関する教育法改正がなされた。第2次教育法改正の学制関連変更事項は中学校の授業年限、高等学校と師範学校の入学資格、初級大学の授業年限、初級大学と大学の入学資格に関連した内容などだった。その結果、中学校の授業年限を3年に短縮し、高等学校および師範学校の入学対象者を中学校卒業者と明示した。一方、4年制中学校に連結する4年制初級大学を廃止し、高等学校および師範学校卒業者を入学資格とする2年制初級大学を設置することを明文化した。それと同時に初級大学の入学資格も大学入学資格と同じ程度と規定した。これは戦時状況にみあった学制で6-3-3-4制の基幹学制が持った効率性を極大化しようとする措置でもある。この学制が持った効率性に基づいた国民教育的な指向は1950年代の戦時教育体制と戦後教育再建のための教育改革の基盤になった。1951年の第2次教育法改正による学制改革は完全な単線型学制として教育の機会均等原則を保障する民主主義教育原理を確立したものができた。そして中等教育段階を前期と後期に区分し、学生の心身発達を助長することができ、全体的な教育年限を16年として国際的な教育水準を達成したという意義を持っていた。しかしこの学制は社会教育のための学制編成をほとんど無視し、人文教育中心の学制編成によって実業教育を萎縮させるという問題点を産んでいた。特に初等教員を養成するための師範学校が高等学校水準になっていて、年令上あるいは専門知識の側面で不合理だという指摘を受けていた。

1960年代の学制

1960年代に入って、経済開発を通じた近代化を実現するための教育目的によって学制改編の議論が持続した。すなわち、6-3-3-4制を基幹とする単線型学制を韓国社会に適用させることに対する検討、中等教育および短期高等教育機関が持っている性格・年限・連係性の問題、教員養成機関の性格および年限問題、傍系学制の性格および組織問題などを争点として、学制改編の必要性が提起された。文教部は教育研究の実務者を中心に学制改編作業推進委員会を構成し、各界から集約した6-5-4制、5-5-3-3制、6-5-2-3制、6-6-4制、5-7(4-3)-4制など5個の学制改編案を中心に学制改革を検討もしたが、既存の6-3-3-4制の基本骨格に対する変化なしに部分的な修正を断行した。中等教育では1963年8月7日法律第1387号により実業高等専門学校制を創設して、中学校卒業者を入学資格とした。1961年9月1日法律第708号「教育に関する臨時特例法」

を公布して、2年制教育大学を制度化した。そして1963年8月教育法改正を通して、師範学校を廃止し、2年制初級大学水準での中等教員養成制度を廃止し、中等教員養成のための専門教育機関として師範大学の教育年限を4年制に統一した。その結果、初等・中等教員養成体制は大学水準で整備されることになった。それとともに1961年8月教育法改正によって学期制を改編し、従来は4月1日に始めた制度を変更して、第1学期は3月1日に始め8月末まで、第2学期は9月1日からその翌年2月末までと確定した。これによって学制運営のための基本要件を成立させたといえる。また文教部は1968年11月15日法律第2045号で教育法を改正し、国立大学校に放送通信大学を置けるような案を用意した。このような学制改編は教育機会に対する社会的な需要が増加する現象を反映して、生涯教育体制の基盤を用意したものと見える。

1970年代の学制

1970年代文教部が推進した教育政策は国民教育憲章の理念を継承して国家的な安定体制を成し遂げるための維新教育を定着することだった。すなわち、学制を改編する過程でも教育の普遍性と優秀性、効率性を同時に結合する方式を採択することを意味する。これは学制改編が経済再建のための課程に重きを置いていた教育体制を安定させる方式に変化を試みることでもある。まず1963年創立当時から5年制実業高等専門学校には教育運営上問題点が多く、修正・補完措置が避けられなかった。そこで文教部は1970年1月1日法律第2175号として公布した教育法改正を通して、実業高等専門学校を5年制と2-3年制専門学校に二元化し、高等学校と連結する実業系高等教育機関に変更した。このようにすることによって短期高等教育機関は教育大学、初級大学、専門学校、実業高等専門学校などの4系統が存続するようになった。1972年から本格的に教育法改正を通して、学制に対する大幅な改編を推進した。これによって教育機会を拡大して教育の均等化を法的に保障するなど主に高等学校段階で多様な変化が起きていた。まず1973年2月2日には体育中・高等学校設置基準を用意して、体育特技者を早期に発掘して、体育専門教育を実施するようにした。1973年2月末に放送通信高等学校の設置を公布し、1973年3月10日教育法改正を通して、法的基礎を用意して、国公立中・高等学校に放送通信課程を置けるようにした。これを土台にして、1974年12月には放送通信課程を放送通信中・高等学校に改編した。これとともに1972年初めからソウル大学校付設韓国放送通信初級大学を発足した。一方、1976年12月31日法律第2980号により教育法を改正して学制を改編し、産業体に付設中・高等学校を設置・運営することができるようにした⁹⁾。そして一般中・高

等学校に夜間特別学級を設置・運営できる法的根拠を用意した。これを通して、学校と産業界の間の協同体制を強化して、勤労青少年が職場に通いながらも、教育機会を確保できる国家次元の制度的な体制を整備することができた。この他にも1970年代は高等教育の側面において韓国体育大学を国立として新設し、特殊大学院として環境大学院を新設した。1978年に初級大学、実業高等専門学校、専門学校を専門大学に改編したのも注目すべき事実だった。1979年には初級大学を4年制大学あるいは専門大学に改編して、5年制実業高等専門学校、専門学校、初級大学は皆廃止した。

1980年代の学制

1980年代以後、韓国教育は全人教育と生涯教育の原理の下、教育の正常化を推進するための教育改革を断行した。すべての教育分野にわたる改革を推進して、教育の量的な成長と共に質的な発展を成し遂げようとした。一方、学制の側面でも1970年代後半、短期高等教育機関を専門大学に統合した結果、幼稚園、国民学校（6年）、中学校（3年）、高等学校（3年）、専門大学（2-3年）、教育大学（2年）、大学（4-6年）、放送通信大学（2年）、大学院（2-3年）等の基幹学制をそなえた。その他に傍系学制として公民学校（3年）と高等公民学校（3年）、技術学校（1-3年）と高等技術学校（1-3年）、特殊学校、各種学校を置いた。文教部は1981年2月13日法律第3370号の教育法改正を通して、教育大学を3年間にかけて、年次的に4年制に改編しようとした。そして初級大学課程の放送通信大学を5年制（幼児教育科は2年制）に改編する措置も断行した。このような措置を通して、国民学校教員の社会的な地位を向上させ、教育専門家として自分の研修を充実できる条件を作った。そして優秀教員を確保し、教育の質を向上させることによって、平準化政策以後、疎かにしてきた教育の優秀性向上に関心を傾けることができた。文教部は教育の普遍化を達成するために1982年3月20日法律第3540号による教育法改正を断行した。これによって基幹学制を中心に全面的な部分修正を実施することができた。まず早期教育という国際的な傾向に応じて、幼児教育の多様化を追求する次元として独立幼稚園を拡充し、国民学校付設幼稚園を設置し、都市・農地域のセマウル（新しい村）幼児園などを設置するなど就学前教育を強化した¹⁰⁾。また1985年から中学校義務教育を拡大実施して、中等普通教育の機会を全国国民学校卒業生に拡大する契機を用意した。そして高等学校水準の各種学校として科学高等学校と外国語高等学校を新設し、工業高等学校を従来の4類型から特性和工業高校と一般工業高校など2類型に改編し、農業高等学校も自営農養成中心教育体制に転換した。また

1982年4月大統領令第10786号で開放大学を新設して、高等教育の普遍化を追求しようとした。これは一定の学校教育を終えたり打ち切った者を対象にして、学術または専門的な知識・技術を研究・練磨するための大学または専門大学の教育機会を付与することだった。開放大学は1984年開放大学設置運営規程を改正して、専門大学課程を廃止して学士課程に統合し、単位を通した学年制運営方式を導入した。これと共に1985年韓国教員大学校を新設し、1980年財務部長官所属の税務専門大学を設置し、その翌年、2年制税務大学に改編した。

1990年代の学制

1990年代に入って、教育部¹¹⁾は各級学校の教育課程を改正して、大学の教養科目を改編し、放送通信大学の授業年限を4年に変更した。また開放大学に大学院を置けるようにし、教育大学にも大学院課程を設置できる法的な根拠を準備した。1990年代初めの学校類型は教育法第81条の規定にしたがって幼稚園、国民学校、中学校、高等学校、大学、教育大学、師範大学、専門大学、放送通信大学と開放大学、技術学校、高等技術学校、公民学校、高等公民学校、特殊学校、各種学校などとなっている。教育部は1991年9月国立学校設置令を改正して、ソウル産業大学・釜山工業大学・大田工業大学などの開放大学に大学院を置けるようにした。また1991年12月に教育法を改正して、韓国放送通信大学を2年制の専門大学課程（幼児教育科）と4年制の学士課程に改編した。これにしたがって韓国放送通信大学は1992年3月から専門大学課程と4年制学士課程に改編した。幼稚園は公立幼稚園の場合、国民学校に併設されていたが、1994年11月初めて独立した公立幼稚園をソウルに設置した。また1996年から、解放以後、初等教育を担当した「国民学校」の名称を「初等学校」に変更した。中学校の義務教育も1992年から年次的に郡地域まで拡大・実施するようにした。高等教育の学制改編においても教育部は1993年2月24日付で国立学校設置令を改正して、教育大学を教育大学校と改称して、教育大学の学長を総長に変えるようにした。また1994年9月12日教育部公告第1994-30号教育法改正案立法予告を通して、教育大学校に初等教育専攻大学院を設置できる根拠を用意した。これと共に1991年12月30日大統領令第13528号で韓国芸術総合学校設置令を制定して、芸術英才教育を通した専門芸術家を養成しようとした。それに沿って、1993年3月4年制高等教育水準の各種学校として韓国芸術総合学校を設置した。

2. 学制に対する新しい要求と発展方向

大韓民国の学制は米軍政時代に制定した6-3-3-4制を根幹とする基本学制が大きな変化なしに部分的な修

正・補完をたどりながら維持されてきた。しかし解放以後、現行学制は教育と関連した色々な社会問題を改善するのにそれほど効果的でなかったという批判、また教育体制内外のさまざまな要因によって、学制を変化させなければならないという要求も出てきている。しかも最近の教育の国際的動向、すなわち初等教育と中等教育の普遍化、高等教育の大衆化によって進学人員の増加と生涯教育もさらに強化されていく傾向にある。これと共に教育の対内外的の状況変化と国際的な傾向などを考慮する時、現行学制は総合的に再検討される必要がある。現行学制が持っている問題点と指摘されている事項には次のようなものがある。

まず、幼稚園教育が基本学制から脱落しているから公教育の一部として正当な待遇と支援を受けることができている。そして学校・学年制が固定されていて、学生たちの能力別個人差が十分に考慮されておらず、学制中で学生の横断の移動が制約されている。一方、高等学校段階での系列が多様でなく、特に高等学校を卒業した後、社会に直ちに進出する学生のための配慮が不十分だと考えられる。現行学制は各級学校間の協力および連係性が不足し、正規学校と社会教育機関間の連係性も微弱だという指摘を受けている。しかも産業構造の変化により要求される高等教育水準の多様な専門技術訓練を担当する教育機関および課程が分化していなくて、特に旧教育制度の中での職業技術訓練もせい弱である。また学校と産業界の間の協力体制が十分に構築されていないと見ることができる。これと共に年齢に関係なく、いつも必要とする教育および訓練を受けられるようにする生涯教育体制が確立されていないということも問題点として指摘されている。

このような問題点を土台に学制発展のための基本方向を提示すれば次のことが上げられる。

第一、すべての国民が各自の要求と能力により生涯教育を受けられる教育開放体制を構築するようにする。

第二、個人が学校、家庭、職場、社会团体、地域社会等を通して持てるすべての教育的経験を有機的に相互連結させられるように学制を改革することによって教育の統合性を実現するようにする。

第三、地域別、階層別、職業別、性別、年齢別のさまざまな集団の教育的な要求と抱負を満足しながら、彼らの能力差につりあった多様な教育プログラムを提供することができるように学制を改革することによって教育の多様性を伸ばす。

第四、国民が各自の要求により比較的自由に教育を受ける時期と期間、教育の領域と内容を選択することができるようにする。また教育活動と関連して、転校と転科を自由にし、職場と学校あるいは家庭生活と学校生活を

円滑にすることができるようにする教育の融通性を増大させる。

第五、すべての国民が差別を受けずに能力により均等に教育を受けられる機会を拡大し、均等な教育環境と教育の質が保障されるように学制を改革することによって教育の平等性を実現するようにする。

第六、学生が進学・進路を合理的に決めて、進路選定のために適切な準備教育の機会を持てる方向に学制を改革する。

第七、能力が優れた学生は彼らの素質を最大に啓発できる教育機会を提供することによって教育の優秀性を追求するようにする。

以上の学制発展の基本方向にしたがって1987年「教育改革審議会」は現行学制を幼-5-3-4-4制に転換して児童の能力により小学校の入学年令を選別的に早期化することを主張した¹²⁾。それと同時に中学校無償義務教育を全国的に拡大・実施して、高等学校卒業者を対象にする職業適応課程を設置運営し、優秀学生に対する飛び級制、特別支援対象児童に対する無償教育を高等学校課程まで拡大・実施することなどを模索した。このような学制改編案が1990年代以後、教育改革委員会の「新学制」推進政策の基盤になった。1995年5月31日「教育改革委員会」の新教育体制樹立のための学制改編案は基幹学制を弾力的に運営できる案を模索したものと見える。教育改革委員会の「新学制」は未来知識・情報化社会に備えて、国民共通基本教育と生業教育を上方修正して、国民の高等教育に対する要求を大幅充足させてくれる案といえる。これを土台にして、新しい形態の新大学運営を推進している。新大学は遠隔教育および単位銀行制を通して、すべての大学進学しない者などに4年間の高等教育水準の専門教育の機会を提供できる特徴を持っている。同時に現行学制を改善して、法曹人・医師・聖職者・教員養成のための専門大学院制度を導入して、5歳児童の幼稚園教育を基幹学制に含んで、小学校教育課程との関係を強化しようとした¹³⁾。

Ⅲ. まとめ——韓国教育制度の評価

ここでは、制度の骨格を示すのみで、量的発展を示すことができなかった。例えば、大学進学率について、日本の文部科学省資料は次のことを指摘している¹⁴⁾。

○1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。

○一方、少子化が日本を上回るスピードで進んでおり、このままいけば、10年後には、大学入学定員が18歳人口の140%になる見込み。

Ⅱ. のはじめに記した「非正規学校」、また註に記した

5歳児の初等学校入学等、韓国の教育制度は、学校制度外のしなやかな構造も持っている。教育監の住民直接選挙など、教育自治制度も進んでいる。この教育理念・学校制度の整理がこれからの韓国教育理解のための一助となれば幸いである。

注

1) 全文は次の通りである（佐野訳）。

我々は民族中興の歴史的使命を帯びてこの土地に生まれた。先祖の光ある精神を今日に生き返らせ、中に自主独立の姿勢を確立して、外に人類共栄に尽くす時である。ここに、我々の進むところを明らかにして、教育の指標とする。

誠実な心と丈夫な体で、学問と技術を学び実らせ、持って生まれた各々の素質を開発して、我々の境遇を躍進の踏み台として、創造の力と開拓の精神を育てる。公益と秩序を前面に出し、能率と実質を崇め、敬愛と信義に根をおろした相扶相助の伝統を受け継いで、明るく暖かい協同精神を培う。我々の創意と協力を土台に国が発展し、国の隆盛が私の発展の根本であることを悟り、自由と権利に従う責任と義務を果たし、自ら国家建設に参加して奉仕する国民精神をより高める。

反共民主精神に透徹した愛国民族愛が我々の人生の道で、自由世界の理想を実現する基盤である。道が子孫に譲る光栄ある統一祖国の将来を見通し、信念と誇りを持った勤勉な国民として、民族の知恵を集め、たゆまない努力で、新しい歴史を創造しよう。

2) http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/189074.html。

3) 『月刊朝鮮』2006年4月19日付。

4) <http://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=003143>。

5) <http://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=003147>。

6) その条文は次の通りである（佐野訳）。

①すべての国民は能力により均等に教育を受ける権利を持つ。

②すべての国民はその保護する子女に少なくとも初等教育と法律が定める教育を受けるようにする義務を負う。

③義務教育は無償とする。

④教育の自主性・専門性・政治的中立性および大学の自律性は法律が定めるところによって保障される。

⑤国家は生涯教育を振興しなければならない。

⑥学校教育および生涯教育を含んだ教育制度とその運営、教育財政および教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める。

7) 各々、制定は次の通りである。

「教育法」(1949. 12. 31法律第86号、1997. 12. 13廃止)、「教育基本法」(1997. 12. 13法律第5437号)、「幼児

教育法」(2014.1.29法律第7120号)〔前身は「幼児教育振興法」(1982.12.31法律第6400号)〕、「初・中等教育法」(1997. 12. 13法律第5438号)、「高等教育法」(1997. 12. 13法律第5438号)、「生涯教育法」(1999. 8. 31)。

8) 総合大学 (university) を大学校、単科大学 (college) を大学と称する。大学校の長は総長、単科大学の長は学長である。

9) 産業体付設学校の持つ問題点について、佐野「韓国経済と学校－韓国「産業体敷設学校」について」(『近代日本の教育と朝鮮』社会評論社、1993年所収) 参照。

10) 同じく当時の韓国幼児教育の持つ問題点について、佐野「教育に現れた社会体制－幼児教育」(同上所収) 参照。

11) 文教部は1990年、教育部と改称した後、教育人的資源部(2001年)、教育科学技術部(2008年)と名称変更がなされ、2013年、再び教育部となった。

12) 初等学校は、入学年度の3月1日に満6才を越えれば6年間の教育課程を履修することになっているが、事情のある場合、1年単位で進学猶予が可能である。一方、進学許容定員を越えない場合、学校長の許諾を受けて5才児も進学が可能である。

13) 2013年度から、幼稚園とオリニチプ(保育所)で5歳児に共通課程を履修させる「ヌリ課程」が始まっている。

14) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afiedfile/2013/04/17/1333454_11.pdf。